

報告事項

＜前回委員会での意見＞

丹後広域振興局発注の随意契約案件について、随意契約の相手方選定の経過等を、次回委員会で再度報告していただきたい。

工事名 平成28年度防災施設整備事業

工事概要 地すべり性崩壊地の地下水排除工
ボーリング暗渠工 4本 (67m×4本=268m)

随意契約とした理由

平成28年2月2日に発生した地すべり性崩壊による災害に際し、依然として山腹及び府管理河川「犀川」内に多量の不安定土砂が存在し、来る出水期、台風期の集中豪雨によって、地すべりの動きが再開し、更なる拡大崩壊の可能性が懸念される状況であり、その対策として、地下水を排除するボーリング暗渠工を緊急的に行う必要があった。

今回の工事は、地中に横ボーリングを行い暗渠管を挿入し地下水を排除する法面処理工事であり、特殊機械や専門技術を要する工事に該当し、府内に施工できる業者が極めて少なく、入札を実施した場合、早期な完成が困難になると判断し、随意契約としたものである。

【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当

契約の相手方の選定

受注者の選定については、本工事を施工できる技術力を有する近畿に本社又は支店のある3者に見積を依頼したところ、2者については他工事を施工中との理由から辞退され、当該地に近接した箇所と同種工事を施工中であった1者から、それらの機材等を利用して本工事に着手可能であるとのことから見積書の提出があり、当該業者と契約を行った。